

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第54号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月2日 14時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県 <sup>としま</sup> 十島村 西之浜港南防波堤灯台から真方位060° 110m付近 (概位 北緯29° 59.6′ 東経129° 54.8′)	
事故等調査の経過	平成22年4月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第五 <sup>たから</sup> 宝丸、496トン	
船舶番号、船舶所有者等	129499、株式会社 EKIZEN（船舶所有者兼運航者）	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷舵頭軸に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、約1～2ノットの対地速力で手動操舵により西之浜漁港内の岸壁に着岸作業中、風浪により圧流され、平成21年10月2日14時00分ごろ、西之浜漁港北防波堤付近の浅礁に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、西之浜漁港内の岸壁に着岸作業中、船長が、港内では風浪の影響をあまり受けることはないと思い、風浪の影響を考慮して航行しなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が西之浜漁港内の岸壁に着岸作業中、風浪の影響を考慮して航行しなかったため、風浪により圧流され、西之浜漁港北防波堤付近の浅礁に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	